

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について ー事務ガイドラインー  
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p><b>3. 証券会社の監督事務</b></p> <p><b>3-9 法定帳簿の省略等に係る留意事項</b></p> <p><b>3-9-4 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成</b></p> <p><u>(1) 次に掲げる要件を満たす場合は、注文伝票をコンピューターへ直接入力することによって作成することができるものとする。この場合、あらかじめ、以下の要件が満たされている旨を証する届出書を提出することを求めるものとする。なお、当該届出書に変更があった場合においても、同様とする。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>コンピューター作成の注文伝票については従来の手書きの注文伝票と同様の手段で保存されること。</u></p> <p>④～⑧ (略)</p> <p><u>(2) (1)に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付することを求めるものとする。</u></p> <p>① <u>注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成に関し、(1)①から⑧までの要件が満たされている旨を証する説明文並びに(1)①及び⑦の要件に関する事務手順のフローチャート</u></p> <p>② <u>注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成に関する社内規則</u></p> <p>③ <u>コンピューター作成の注文伝票のサンプル</u></p>	<p><b>3. 証券会社の監督事務</b></p> <p><b>3-9 法定帳簿の省略等に係る留意事項</b></p> <p><b>3-9-4 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成</b></p> <p><u>注文伝票をコンピューターへ直接入力することによって作成する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>(削除)</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 案
<p>④ <u>その他必要な書類</u></p> <p><b>3-9-5 法定帳簿の電子媒体による保存</b></p> <p>(1) 法定帳簿の電子媒体による保存の対象となる法定帳簿は、法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び証券会社に関する内閣府令第60条第1項各号に掲げる法定帳簿(同項第13号に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し)とする。<u>ただし、注文伝票に関しては3-9-4(1)に規定する届出書を提出し、コンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる要件を満たす場合は、法定帳簿を電子媒体により保存することができるものとする。この場合、あらかじめ、以下の要件が満たされている旨を証する届出書を提出することを求めるものとする。なお、当該届出書に変更があった場合においても、同様とする。</u></p> <p>① <u>証券会社に関する内閣府令別表第8に規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、電子データとして保存されること。</u></p> <p>② 保存に使用する電子媒体は証券会社に関する内閣府令第60条第8項に規定する保存期間の耐久性を有すること。</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(3) <u>(2)に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付することを求めるものとする。</u></p>	<p><b>3-9-5 法定帳簿の電子媒体による保存</b></p> <p>(1) 法定帳簿の電子媒体による保存の対象となる法定帳簿は、法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び証券会社に関する内閣府令第60条第1項各号に掲げる法定帳簿(同項第13号に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し)とする。</p> <p>(2) <u>法定帳簿を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>手書きにより作成された法定帳簿については、画像データとして保存すること。</u></p> <p>② 保存に使用する電子媒体は証券会社に関する内閣府令第60条第7項に規定する保存期間の耐久性を有すること。</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 案
<p>① <u>(1)に規定する法定帳簿のうち電子媒体により保存しようとするものの名称の一覧</u></p> <p>② <u>法定帳簿の電子媒体による保存に関し、(2)①から⑩までの要件が満たされている旨を証する説明文及び(2)①の要件に関するフローチャート</u></p> <p>③ <u>法定帳簿の保存に関する社内規則</u></p> <p>④ <u>法定帳簿のハードコピーのサンプル</u></p> <p>⑤ <u>その他必要な書類</u></p> <p><b>5. 登録金融機関の監督事務</b></p> <p><b>5-4 法定帳簿の作成等に関する留意事項</b></p> <p><b>5-4-3 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成</b>  <u>次に掲げる要件を満たす場合には、注文伝票をコンピューターへ直接入力することによって作成することができるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) コンピューター作成の注文伝票については従来の手書きの注文伝票と同様の手段で保存されること。</u></p> <p><u>(4)～(9) (略)</u></p> <p><b>5-4-4 帳簿の電子媒体による保存</b></p>	<p><b>5. 登録金融機関の監督事務</b></p> <p><b>5-4 法定帳簿の作成等に関する留意事項</b></p> <p><b>5-4-3 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成</b>  <u>注文伝票をコンピューターへ直接入力する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3)～(8) (略)</u></p> <p><b>5-4-4 帳簿の電子媒体による保存</b></p>

現 行	改 正 案
<p>(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 46 条第 1 項各号（同令別表第 16 に掲げる取引残高報告書及び別表第 18 に掲げる帳簿のうち証券仲介業務に係る残高報告書にあっては、その写し）に<u>掲げる帳簿で顧客に対して交付するものを除いた全てのものとする。ただし、注文伝票に関しては 5-4-3 に基づいてコンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる要件を満たす場合は、証券業務に関する帳簿を電子媒体により保存することができるものとする。</u></p> <p>① <u>金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第 9 から別表第 16 までに規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、電子データとして保存されること。</u></p> <p>②～⑩（略）</p>	<p>(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 46 条第 1 項各号（同令別表第 16 に掲げる取引残高報告書及び別表第 18 に掲げる帳簿のうち証券仲介業務に係る残高報告書にあっては、その写し）に<u>掲げる帳簿とする。</u></p> <p>(2) <u>証券業務に関する帳簿を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>手書きにより作成された法定帳簿については、画像データとして保存すること。</u></p> <p>②～⑩（略）</p>
<p>9. 証券仲介業者の監督事務</p> <p><b>9-7 法定帳簿の保存等に係る留意事項</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3-9 の規定に準ずるものとする（ただし、3-9-1、3-9-4、<u>3-9-5 の</u></p>	<p>9. 証券仲介業者の監督事務</p> <p><b>9-7 法定帳簿の保存等に係る留意事項</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3-9 の規定に準ずるものとする（ただし、3-9-1、3-9-4 <u>に係る事項を除</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(1) <u>ただし書き、に係る事項</u>を除く。)</p>	<p>く。)</p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について ―事務ガイドライン―  
 (第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p><b>2. 投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項</b></p> <p><b>2-12 法定帳簿の作成・保存</b></p> <p><b>2-12-1 発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成</b></p> <p>投資信託委託業者が、規則第69条第1項第3号チに規定する発注伝票をコンピュータへ直接入力することにより作成する場合には、<u>次の要件を満たしていることを確認すること。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) コンピュータ作成の発注伝票については手書きの発注伝票と同様の手段で保存されること。</p> <p><u>(3)~(7) (略)</u></p> <p><b>2-12-2 法定帳簿の電磁的方法等による保存</b></p> <p><u>投資信託委託業者から、規則第69条第7項に規定する届出がされた場合には、同条第6項の要件に加え、同項の規定に鑑み、以下の要件を満たしているか確認すること。</u></p> <p>(1) <u>電磁的方法による保存のための要件となるもの</u></p> <p>① <u>規則第69条第2項の規定に基づく別表第五、第3項の規定に基づく別表第六又は第4項の規定に基づく別表第七に規定する全て</u></p>	<p><b>2. 投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項</b></p> <p><b>2-12 法定帳簿の作成・保存</b></p> <p><b>2-12-1 発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成</b></p> <p>投資信託委託業者が、規則第69条第1項第3号チに規定する発注伝票をコンピュータへ直接入力することにより作成する場合には、<u>以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2)~(6) (略)</u></p> <p><b>2-12-2 法定帳簿の電磁的方法等による保存</b></p> <p>(1) <u>法定帳簿の電磁的方法等による保存の対象となる法定帳簿は、法第27条及び第197条において準用する証券取引法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び規則第69条第1項各号に掲げる帳簿書類とする。</u></p> <p>(2) <u>法定帳簿を電磁的方法により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>手書きにより作成された法定帳簿については、画像データとして保存すること。</u></p>

現 行	改 正 案
<p><u>の記載事項が電算システムにより作成され、データとして保存されること。</u></p> <p>②～⑧（略）</p> <p>(2) <u>電子計算機により出力し作成するマイクロフィルムによる保存のための要件となるもの</u></p> <p>① 規則第 69 条第 2 項の規定に基づく別表第五、第 3 項の規定に基づく別表第六又は第 4 項の規定に基づく別表第七に規定する全ての記載事項がコンピュータにより処理され、データとして保存されること。</p> <p>②（略）</p> <p>③ データ入力に当たって、改ざん、混同を防止する措置が採られていること。</p> <p>④～⑦（略）</p>	<p>②～⑧（略）</p> <p>(3) <u>法定帳簿をマイクロフィルムにより保存する場合は以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>①（略）</p> <p>（削除）</p> <p>②～⑤（略）</p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について　－事務ガイドライン－  
 (第3部 証券投資顧問業者の監督関係)

現 行	改 正 案
<p><b>4 監督</b></p> <p><b>4-2 法定帳簿の保存方法</b></p> <p>法第34条に規定する帳簿書類については、次の4-2-1及び4-2-2の要件を満たす場合は規則第32条第3項に定める「投資者保護上問題がないと認められるとき」に該当し、同項に定める方法により保存が認められる。</p> <p><b>4-2-1 電磁的方法による保存のための要件となるもの</b></p> <p>(1) 法令上必要とされる記載事項を満たし、電磁的方法によって作成、保存されていること。</p> <p>(2) 保存に使用する電磁的方法は、前項に規定する顧客との間で締結された契約の効力を失った日から少なくとも5年間の保存期間の耐久性を有すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 上記(4)の「原本」のバックアップが作成され、「副本」として保存されていること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p><b>4 監督</b></p> <p><b>4-2 法定帳簿の保存方法</b></p> <p>法定帳簿の電磁的方法等による保存の対象となる法定帳簿は、規則第32条第1項各号に掲げる帳簿書類とする。</p> <p><b>4-2-1 電磁的方法による保存</b></p> <p>帳簿書類を電磁的方法により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 保存に使用する電磁的方法は、顧客との間で締結された契約の効力を失った日から少なくとも5年間の保存期間の耐久性を有すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 上記(3)の「原本」のバックアップが作成され、「副本」として保存されていること。</p> <p>(5)～(9) (略)</p>



現 行	改 正 案
<p><b>4-2-2 <u>マイクロフィルムによる保存のための要件となるもの</u></b></p> <p>(1) 法令上必要とされる記載事項を満たし、マイクロフィルムによって作成、保存されていること。</p> <p>(2) 保存に使用するマイクロフィルムは、<u>前項に規定する顧客との間で締結された契約の効力を失った日から少なくとも5年間の保存期間の耐久性を有すること。</u></p> <p>(3) データ入力にあたって、<u>改ざん、混同を防止する措置がとられていること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>上記(4)の「原本」のバックアップが作成され、「副本」として保存されていること。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 作成、保存に関する責任者を置き、<u>管理規則が整備されているほか保存期間を通じて改ざん、混同を防止する体制が整備され適切な管理が行い得る状態にあること。</u></p> <p><b>4-2-3 <u>財務局長等は、規則第32条第3項の規定に基づき法定帳簿の保存を行う投資顧問業者から、あらかじめ、4-2-1又は4-2-2の要件が満たされている旨を証する届出書(正本1部及びその写し</u></b></p>	<p><b>4-2-2 <u>マイクロフィルムによる保存</u></b></p> <p><u>帳簿書類をマイクロフィルムにより保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(1) 保存に使用するマイクロフィルムは、<u>顧客との間で締結された契約の効力を失った日から少なくとも5年間の保存期間の耐久性を有すること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>上記(2)の「原本」のバックアップが作成され、「副本」として保存されていること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 作成、保存に関する責任者を置き、<u>管理規則が整備されているほか保存期間を通じて適切な管理が行い得る状態にあること。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 案
<p><u>1部)を受領する。</u></p> <p><b>4-2-4</b> 4-2-3に規定する届出書には、次に掲げる書類が添付されているかを確認する。</p> <p>(1) 投資顧問会社の業務に関する帳簿書類のうち、電磁的方法又はマイクロフィルムにより作成、保存しようとするものの名称一覧</p> <p>(2) 帳簿書類の電磁的方法又はマイクロフィルムによる作成、保存に関するフローチャート及び第2号の要件が満たされている旨の説明文</p> <p>(3) 帳簿書類のハードコピーのサンプル</p> <p>(4) 作成、保存に関する責任者名及び管理規則</p>	<p>(削除)</p>